

平成26年(行ウ)第521号 法人文書不開示処分取消請求事件

原告 レペタ・ローレンス

被告 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

**原告準備書面 (13)**  
**証人尋問に関する原告意見の補足**

2017年 2月14日

東京地方裁判所民事第38部B1係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 古 本 晴 英

同 弁護士 柳 原 敏 夫

同 弁護士 神 山 美 智 子

同 弁護士 船 江 理 佳

本書面は、「平八重氏と園田氏は本研究プロジェクトの屋内実験において実験を実施したか否か」の論点に関して、前回の証人尋問で判明したこと及び被告準備書面(9)に対する原告の反論を補足したものである。

**目 次**

<b>第1、大島証言から判明した事実</b> .....	2
<b>第2、被告準備書面(9)に対する反論</b> .....	4
<b>第3、結語</b> .....	7

## 第1、大島証言から判明した事実

以下に明らかにする通り、前回期日の大島氏の証人尋問で重要な事実が明らかとなった。

### 1、大島証言

大島氏は次の通り証言した。

・甲48の実験計画書の実験従事者の欄には、実際に実験に従事した者に限らず、従事する可能性のある人いわば実験従事候補者をすべて網羅して記載する（証人調書7～8頁）。

・その実験についての実験報告書の実験従事者の欄にも、実験計画書の実験従事者の欄に記載した者をコピーペーストする。（証人調書33頁）

### 2、大島証言の問題点

しかし、これには以下の問題がある。

第1に、被告の従前の主張によれば、甲48の実験計画書及び実験報告書の実験従事者の欄には、《自ら実験を行う者に限られず、実験の材料を提供したり、実験の手法を伝授したり、実験に使用される施設を管理したり、という形で実験に携わった者なども列挙される》（被告準備書面（12）2頁4～6行目）

しかし、上記大島証言は実験に従事する可能性のある者全てを記載するというものであって、実験材料の提供者、実験方法の伝授者及び実験施設の管理者にとどまる者とは明らかに意味が異なる。これでは、被告内部で行き当たりばったりで辻褃合わせをしていると疑われても仕方ない。

第2に、大島氏は上記で「実験報告書の実験従事者の欄にも、実験計画書の実験従事者の欄に記載した者をコピーペーストする」と証言するが、以下の一覧表の通り、実験報告書の人数は実験計画書より減少しており、「コピ

「ペーストする」は事実に反する。

実験計画書	実験従事者の人数（黒塗りの者も含む）	対応する実験報告書	実験従事者の人数（黒塗りの者も含む）
甲48の 3	8	甲48の23	7
同 5	8	同 7	7
同 5	8	同 8	6
同 5	8	同 9	6
同 15	5	同 18	4
同 24	7	同 25	6
同 26	7	同 27	6
同 28	11	同 29	10
同 30	11	同 31	10
同 32	3	同 33	2

第3に、仮に百歩譲って、上記大島証言が正しいと仮定した場合、被告主張によれば平八重氏と園田氏は実験に従事していないから、両名はいわば実験従事候補者ということになる。

ところで、科学技術の研究では、共同実験に関する論文において、当該実験に貢献した寄与度に応じて、論文執筆者の名前の順番が決まるのが通例であり、本研究プロジェクトでもこれと同様の扱いがされている。そして、実験の計画や結果を報告する書面（甲48）も基本的にはこれと同様に考えてよく、それゆえ平八重氏や園田氏が関与した甲48の10～18の実験も同様である。

しかし、甲48の10～18の書面ではいずれも、実験従事候補者にとどまる平八重氏や園田氏が実験方法を伝授した相手であり、これに基づき実験を担当した川田氏よりも上位に記載されている。これは明らかにおかしい。この記載順序は平八重氏と園田氏が自ら実験を実施したことを物語るものである。

## 第2、被告準備書面（9）に対する反論

### 1、川田証言について

被告は、本研究プロジェクトの屋内実験で平八重氏と園田氏は実験を担当していないという被告主張は、「本研究プロジェクトで、ごく初期の時期を除いて、実験を一切担当していない」という前訴（いわゆる第一次実験ノート訴訟における川田証言と矛盾しないと反論する（1頁末行～2頁））。

しかし、原告の主張は、平八重氏らが川田氏に実験方法・評価方法等を指導・伝授した（被告準備書面（8）2頁）と言うのであれば、伝授を受けた川田氏が当該実験を実施するはずなのに、当の川田氏はごく初期を除いて実験を一切担当していないと証言している、これは矛盾ではないかということである。つまり、どちらかが嘘をついているとしか考えられない。今般、被告は改めて上記川田証言は真実だと主張した。よって、疑わしいのはもう一方の平八重氏らの振る舞いであることが明らかである。

### 2、実験従事者の記載について

被告は、実験従事者の記載の順序について、当該実験に貢献した寄与度に応じて決まると原告が主張したのに対し、《失当である、被告では主に職位の高いものから順に記載する》と反論する（3頁(3)）。

しかし、これは真っ赤な嘘である。なぜなら、本研究プロジェクトのスタート時点である1998年（平成10年）当時の実験計画書の実験従事者欄には、1996年入所で当時2～3年目の平研究員の黒田昌治氏（彼の学歴、職歴は甲57参照）が黒田秧上席研究官や農林水産省入省18年目の矢頭治氏（乙12の略歴参照）を差し置いて筆頭に記載されているからである（甲48の24・同27・同29）。

### 3、甲11の論文記載の抗菌活性実験について

(1)、被告は、仮に甲 1 1 の論文 2 3 1 頁記載の抗菌活性実験（以下、本抗菌活性実験という）を担当したのが平八重氏や園田氏であったとするなら、当該論文の執筆者として彼らの名前が記載されていなければならないと反論する（4 頁 4 ～ 8 行目）。

しかし、これは全くの出まかせである。なぜなら、前訴において、甲 1 1 の論文執筆者として川田氏の名前が記載されていることから川田氏が同論文に記載の実験を実施したのではないかという争点について、被告みずから、次の通り、論文執筆者と実験実施者の対応関係を否定しているからである。

《甲 8 号証（原告代理人注：甲 1 1 の論文のこと）は、「化学と生物」という雑誌に掲載された「抗菌蛋白質ディフェンシン」に関する一般的な解説記事であり、他の研究者による成果とともに、本件各実験の既発表の成果を取りまとめて紹介したものであって、本件各実験によりデータに基づいて直接作成されたものではない。 以上により、甲 6 号証ないし甲 1 0 号証に川田元滋氏の名前が記載されていることをもって、同氏が実験ノートを作成・保有していたことの裏付けとはならない》（甲 5 8 . 被告準備書面（2）2 頁（2））。

(2)、さらに、被告は、甲 1 1 の論文は《組換え稲研究チームのチーム長である川田氏が、その指揮下にある研究チームの研究成果と世界の研究状況を総合して記述した総説である》から《自らの研究チームが行ってもいない実験を、あたかも自ら行ったかのように記載することがあれば、それは研究成果の剽窃にあたる》（4 頁(2)）と反論する。

しかし、これも出まかせである。なぜなら、本研究プロジェクトはそのスタート時点から川田氏が所属する組換え稲研究チーム（当初は稲遺伝解析研究室）以外の様々な研究室（米品質評価研究室、稲育種素材研究室〔甲 4 8 の 2 4 参照〕、病害研究室〔甲 4 8 の 3 4 参照〕、稲育種工学研究室（甲 3 1 . 1 頁 2 (1)））との共同研究で進められたことは実験計画書（甲 4 8 ）

や中間報告書（甲 3 1）からも明らかであり、前訴で被告が主張した上記の通り、これらの共同研究の《他の研究者による成果とともに》まとめたのが甲 1 1 の論文にほかならないからである。

(3)、さらに、被告は本抗菌活性実験について、《植物病理学専門の平八重氏と園田氏が担当しなければ行い得ないような実験ではなく、微生物の取り扱い経験が少しでもある研究者であればだれでもなし得る（それこそ学部生でも容易に行える）程度の実験にすぎない》（4 頁末行～5 頁 3 行目）と反論する。

しかし、これも全くの出鱈目である。なぜなら、

第 1 に、本抗菌活性実験で使われたのは、環境に漏れ出ると危険な植物病原菌（いもち病や紋枯病の原菌）であり、この病原菌がどのように、どれくらい使用され、そのあと始末をどうしたのか（通常は滅菌処理が必要である）が嚴重に記録されるべき実験であり、学部生に「はいどうぞ」と手渡したりして一任できるような安全なものでは到底ないからである。通常、遺伝子組換え技術では組換え体の環境漏出をふせぐため、栄養欠損大腸菌などを用い、万一、環境に出ても自立して生育できないような株を使用するが、本抗菌活性実験で用いたいもち病菌や紋枯病菌はそのような手当てが施されていない野生のままと思われるが、そうだとしたら一層危険である。もし被告においてそのような杜撰なやりかがまかり通っていたならばそれこそ大問題である。

第 2 に、病原菌を扱う実験においては病原菌の拡散やコンタミネーション（混入）を防ぐため、シャーレに塗りつける際の道具の使い方や塗布の手順、あとしまつなどがことこまかに決められている。本抗菌活性実験においても例えば、そもそもディフェンシンを入れるのと、病原菌を入れるののどちらを先にするのか。いもち病菌はどうやって均一に薄め、何をつかってシャーレに塗布するのか。器具は一回一回使い捨てするのか。胞子が飛散しないよう

安全キャビネットの中で実験を行うのかなどなどである。それゆえ、このような作業手順は通常、熟練の実験者が行うものであり、仮に初心者に行わせる場合でも熟練者がつきっきりで指導することが必要となるからである。

第3に、最も肝心なことは本抗菌活性実験の結果の評価である。すなわちディフェンシンを使わない対照区と比較して、どれだけ病原菌の増殖が抑制されたかを定量化して評価する必要があるところ（原告準備書面(12)10頁の写真参照）、この定量化の評価は簡単なものではないからである。とりわけいもち病菌はカビの一種であるため、大腸菌のようにコロニーの数をかぞえたり、溶菌した部分の半径を測定したりする一般的な客観評価が使えないため、その評価は困難である。そのため、ここは熟練の実験者によりどのように正確に評価するのか手腕が問われる局面であって、学部生の到底なし得ることではない。

(4)、もとより被告は、「平八重氏と園田氏が本研究プロジェクトの屋内実験において実験を実施した」という原告主張を否認する以上、その理由を明らかにする義務を負う（民事訴訟規則79条3項）。ましてや、証拠の偏在著しい本件訴訟では被告のこの責任が重大なのは明々白々である。にもかかわらず、被告は最後まで、本準備書面によっても、本抗菌活性実験を平八重氏と園田氏以外の誰が担当したのか明らかにしなかった。これは明らかにする必要がないからではなく、明らかにすればその者の証人尋問により実験の真相が解明されることは必至であり、それに耐えられなかったからである。しかし、これが被告の訴訟法上の重大な義務違反であることは言うまでもない。

### 第3、結語

以上から、原告準備書面(12)で集大成した通り、また本書面で反論した通り、平八重氏と園田氏が本研究プロジェクトの屋内実験において実験を実施したことは明らかであり、速やかに両名の証人尋問を実施すべきである。

以 上